

史料紹介

「九番衆大炊頭佳氏往来帳」・「三番衆安芸守保朝貴布禰帳」

——往来田・貴布禰田と共に賀茂別雷神社と氏人の間を往来した文書

若山憲昭

はじめに

- 一、「九番衆大炊頭佳氏往来帳」について
- 二、「三番衆安芸守保朝貴布禰帳」について
- 三、寛文三年六月十一日付「評定衆中置文」と往来田
- 四、「往来田巻物之写」・「今者之記」と往来帳・貴布禰帳

翻刻

写真

はじめに

上賀茂神社の名称で知られる賀茂別雷神社（以下、賀茂社という）は、中近世、賀茂社周辺の境内諸郷において、往来田という特徴的な土地支配制度を有していたことで知られる。

往来田制度とは、賀茂社が氏人一四〇人に対して、年齢順に一定の社領を往来田として支給し、氏人の死後に返還させ、また次の氏人に支給するという廻給田で、神社と氏人の間を田地が往来することから、往来田と呼称される（須磨 一九九五）。

往来田については、戦前、児玉幸多氏が賀茂社に残された近世の日記記などから、制度の概要、変遷などを明らかにした（児玉 一九三七）。また、清水三男氏は中世における境内諸郷の特殊性について論じる中で、往来田についても多くの点を明らかにした（清水 一九四二）。

戦後、須磨千頴氏が中世の賀茂社における、氏人らの支配組織の実態を明らかにするとともに（須磨 一九九一～一九九八）、賀茂境内諸郷の詳細な景観復元を行った（須磨二〇〇一ほか）。

その後、志賀節子氏が中世後期における境内諸郷の往来田の収取制度の研究を行った（志賀二〇一三・二〇二一・二〇二五ほか）。

近年、東京大学史料編纂所の金子拓氏を中心とする科研費及び共同研究による調査、『賀茂別雷神社史料』の刊行開始もあり、『賀茂別雷神社文書』をめぐる研究状況、史料の研究資源化は大きく進展した。しかしながら、近世以降の往来田制度については、賀茂社及び社家に膨大な古文書が残されていることもあり、なお十分に研究が進展しているとは言い難い。

本稿で紹介する二点の史料、「九番衆大炊頭佳氏往来帳」、「三番衆安芸守保朝貴布禰帳」は、近世の賀茂社の往来田に関する文書である。

両史料は筆者が近年、インターネットオークションを通じて別々の業者から、ほぼ同時期に入手した文書である。それぞれ別々の氏人の家に伝わった文書と考えられるが、いずれも寛文三年（一六六三）六月十日に作成された文書であることから、本稿ではこれらを併せて紹介する。その上で、『賀茂別雷神社文書』や社家文書などを用いつつ、両

史料の往来田制度における位置付けを試みたい。なお、本稿末尾に両史料の翻刻と写真を掲載する。

一、「九番衆大炊頭佳氏往来帳」について

まずは「九番衆大炊頭佳氏往来帳」（以下、「佳氏往来帳」という）について紹介し、検討する。

形態は卷子一軸。本紙全四紙。法量（単位はセンチメートル）は、表紙：横一九・七、第一紙：横四七・七、第二紙：横四八・〇、第三紙：横四七・九、第四紙：横一〇・三、軸付紙：横二・五、横全長：一七六・一。縦はいずれも三〇・六。表紙打付外題墨書「九番衆 □（大）炊頭 □□□□（佳氏往来田力）」、表紙題箋「堀北重固」。第一紙、第二紙、第三紙、第四紙の紙継目裏に黒印（計三箇所）。虫損あり。

大炊頭佳氏は、賀茂県主同族会所蔵「賀茂禰宜神主系図」（新古系図、以下、「新古系図」という）の「佳氏」の項目によれば、天正六年（一五七八）三月二十九日に「大炊頭」となり、元和二年（一六一六）九月十五日に死去しており、十六世紀後期から十七世紀初めにかけて活動した氏人であった¹⁾。

¹⁾ 賀茂禰宜神主系図（古系図・中古系図・新古系図）の画像等は賀茂県主同族会のホームページで閲覧可能であり、以下、本稿における「賀茂禰宜神主系図」への言及は、全てこのホームページの閲覧によった。最終閲覧日：二〇二六年二月九

日。<https://adeac.jp/adeac-arch/viewer/004-mp100090-100010/004-kamo08/>。同系図については山本宗尚・月本一武「賀茂禰宜神主系図」データベースの構築と活用の可能性」（『人文科学とコンピュータシンポ

賀茂社周辺の境内諸郷は、豊臣秀吉により天正十三年（一五八五）と天正十七年（一五八九）の二回、いわゆる太閤検地が行われた。とりわけ、天正十七年の検地は厳しく、その結果、境内諸郷の賀茂社の田地は検地前の半分近くになった（須磨 一九七七）。

天正検地後の賀茂社領の経緯については、須磨千穎氏の論考に詳しい（須磨 二〇〇七：三〇―四三）。以下、須磨氏によれば、天正十三年の検地後、安堵された社領を氏人に再配分する田分けが行われた。その後、天正十七年にも検地が行われたため、天正十八年（一五九〇）に氏人惣中は再び田分けを行った。その際、一四〇名の氏人各人について、一種の算用状が作成された。算用状は一番衆から十番衆までの番衆ごとにまとめて帳面に記載された。検地により打ち出された出来分を調整して石高という形で再配分する田分けにより、往来田制度は土地そのものを配分して支給するという中世的制度から、石高を基礎とする近世的制度へと転換し、明治維新まで継続した。

以上の須磨氏の研究を踏まえ、「佳氏往来帳」を検討する。その内容を表にしたのが【表】である。また、検地後の佳氏の往来田についてはジウム二〇一五 論文集²、二〇一五年（参照）。

²「佳氏往来帳」の翻刻、【表】及び【図】は本稿末尾に付す。須磨千穎氏が復元図を作成していない河上郷、大宮郷の田地については、【図】に示していない。

³「太田殿中村郷御検地精帳写」（下鴨村の検地を実施し、賀茂社分として渡したもの。東京大学史料編纂所写真帳「賀茂別雷神社文書」（請求記号 6171.62-180-75））には、「大炊頭」の往来田としてこの田地の記載がある。

⁴須磨千穎氏が天正十七年の検地帳に付した通し番号と一致する田地について

【図】に示す³。

冒頭の「指出分（一〇石六斗八升）」と「御結鎮入立」（八升）の合計一〇石七斗六升が、天正十七年検地により算定され、配分された佳氏の全体の年貢収取高となる。

その次の「右渡方」以下の「往来下地持」と記載のある田地が、天正十七年の検地時に佳氏が所持していた往来田である。以下、田地毎に検討する。

まず、冒頭の「柳」（大宮郷）の年貢収取高は「壹石九斗八升四合」であり、「太」は太田又助（牛一）が検地奉行として作成した検地帳に記載があることを意味する³。

次の「大ツカ」（中村郷、NO.112）の年貢収取高は「壹石七斗壹升七合」であり、「五」は安威了佐が検地奉行として作成した検地帳の五冊目に記載があることを意味する⁵。また、「ハナカラケ」（小山郷、NO.172）は年貢収取高「壹石六斗」、「ミクス」（中村郷、NO.1149）は年貢収取高「壹石五斗五升八合四夕」であった。以上の「柳」、「大ツカ」、「ハナカラケ」、「ミクス」は、検地後も佳氏に往来田の年貢が渡さ

は、須磨氏が作成した「天正十七年山城愛宕郡賀茂検地帳復元田図」を参考に、【NO.112】のように通し番号を示した（須磨 二〇一五：二〇一六・二〇一九・二〇二二）。

⁵安威了佐が担当した検地帳をまとめた「愛宕郡賀茂検地帳写」（東京大学史料編纂所写真帳「賀茂別雷神社文書」（請求記号 6171.62-180-59・60））には、「大炊頭」の往来田としてこの田地の記載がある。

れた田地である。

「かち田」(岡本郷、N.O.1512)の年貢収取高は「壹石八斗」であったが、そのうち「壹斗」が「木工允」、「壹石七斗」が「佳氏」に渡された。つまり、佳氏が有していた往来田のうち、検地後、年貢の一部が他の氏人に渡された田地である。

同様に「カクテン」(小山郷、N.O.292)は「四石式斗五升」のうち「七斗」が佳氏に、「柳ノ本」(河上郷)は「式石壹斗三升三合」のうち「壹石壹斗七升四合六夕」が佳氏に渡され、残りの年貢は他の氏人の往来田の年貢として渡された田地である。

他に、「大ノ東マタ」(小山郷、N.O.1419)は「壹石九斗式升六合七夕」のうち「三斗式升六合」が、佳氏の往来田の年貢として渡された一方、「壹石六斗」が佳氏の貴布禰田の年貢として渡された。⁹

⁹ 貴布禰田については次節で述べる。

¹ 御結鎮銭は正月十四日の御棚会の費用として境内諸郷に賦課された。詳細は須磨千願「賀茂別雷神社の御結鎮銭について」(『アカデミア』四七・四八号、一九六五年)を参照。

² 作所について須磨千願氏は、鎌倉時代の社殿造営に際して、番匠以下の作事従事者の上位に「作所行事」があり、木材や畳の確保に働くなどしたこと、戦国期以降の史料にも、殿舎の作事に当たる役職として登場し、年間、色々の収納分があったことを指摘する(須磨千願「中世における賀茂別雷神社氏人の惣について」(四)『南山経済研究』七(三)、一九九三年)。なお、後述する「今者之記」(「岩佐家文書」の九番衆大炊頭佳氏の項目には「八十文 作所ミケチ」と記載がある。

³ 有力な氏人であった岡本宮内少輔保望は、太閤検地後、西賀茂(河上郷などが所在)に五八石の別朱印地を安堵されていた。その一部については、拙稿「四天王寺大学恩頼堂文庫所蔵賀茂別雷神社関係史料の紹介―天正十七年十一月吉日上賀茂内岡本宮内少輔御検地帳・「上賀茂松下家文書」・「歴代神主伝」―

この他に「御結鎮募分」として、河上郷分八〇文、小山郷分八〇文、中村郷分二四〇文が、御結鎮銭として賦課された¹⁰。また、八〇文を「作所」に納めることになっていたようである¹¹。

なお、「河上郷壹本木」の「六斗八升」の往来田、河上郷の「三斗六升」の往来田が検地で没収され、それぞれ「宮内少輔領」(岡本保望)、「勸世領」になった旨が記される¹²。

以上、「佳氏往来帳」について検討を加えてきた。明らかになった点は以下の通りである。天正十七年の検地で佳氏の往来田から収取される年貢高は一六石九斗六升九合一夕と算定された。その後、田分けが行われ、一〇石七斗六升が佳氏に納められる年貢となり、残りが他の氏人や佳氏の貴布禰田の年貢として配分された¹³。本史料は検地後の田分けによる往来田の年貢の配分を示す史料である。

(『Antitled』四、二〇二五年)で紹介した。

¹⁰ 法政大学観世新九郎家文庫所蔵「天正十三年城州愛宕郡西賀茂村検地帳」は、天正十三年(一五八五)に山口次郎左衛門尉宗永が奉行として検地した観世又次郎の西賀茂村の所領の検地帳であり、河上郷が所在した西賀茂には検地時点で、田畠五町五反九畝一步、八二石の観世家の所領があったことが分かる。同史料は法政大学のホームページで閲覧可能。最終閲覧日:二〇二六年二月九日。
(<https://noken.ws.hosei.ac.jp/noken/material/htmls/index/pages/y22/KS03-40-01.html>)。

¹¹ 検地により算定された佳氏往来田の分米高の合計は一六石九斗六升九合一夕である。田分け後の佳氏の分米高は一〇石七斗六升、田分けにより他の氏人らに配分された分米高は未進分を含めて六石二斗三升二合九夕であり、その合計は検地により算定された分米高の合計より一升三合八夕多くなるが、その理由は明らかにし得ない。

二、「三番衆安芸守保朝貴布禰帳」について

次に「三番衆安芸守保朝貴布禰帳」（以下、「保朝貴布禰帳」という）について紹介し、検討する。

形態は卷子一軸。本紙全二紙。法量（単位はセンチメートル）は、表紙：横一九・五、第一紙：横四四・七、第二紙：横二六・〇、横全長：九〇・二。縦はいずれも三〇・五。表紙打付外題墨書「三番衆 安芸守□□（保朝） 貴布禰田」。第一紙と第二紙の紙継目裏に黒印。虫損あり。

安芸守保朝は、「新古系図」の「保朝」の項目によれば、「兵庫」、「安芸」を名乗った氏人であった。金子拓氏の研究によれば、天正二年（一五七四）に賀茂社で作成された職中算用状に、「兵庫助」を名乗った「保朝」が署判を加えていることが確認できる（金子 二〇一五：一三〇・一三二）。このことから、保朝は少なくとも十六世紀後期には活動していたと考えられる。天正十七年の検地時の貴布禰田の受給者と考えて齟齬はない。

「さし出分」（一石）と「御結鎮入立」（四升）の合計一石四升が、天正十七年検地により算定された保朝の貴布禰田の年貢収取高である。

貴布禰田は往来田と類似した田地で、須磨千頼氏によれば、鎌倉末期には存在し、老若田と同様に小野郷を除く境内五郷に一筆単位で

¹²² また、検地後の保朝の貴布禰田については【図】に示す。

¹²³ 沙汰人について須磨千頼氏は、十五世紀半ばの史料には登場し、定員は三名で、惣中の財務担当として、惣中を運営する諸役人の中でも最も重要な地位をし

散在していたという（須磨 二〇〇九）。

「右渡方」の「九日田」と記載のある「上田一反式十拾歩」の田地は、須磨千頼氏の研究を参考にすれば（須磨 二〇一九）、小山郷に所在した田地（NO.508）に該当し、天正十七年の検地時に保朝が受給していた往来田であったと考えられる。検地後、「九日田」の年貢のうち、「壹石壹斗三升三合三夕」が保朝の往来田、「壹石」が保朝の貴布禰田、「四升」が保朝の往来田から貴布禰田に当てられた¹²⁴。

なお、八〇文が大宮郷の「御結鎮募分」として賦課された。

以上の通り、「保朝貴布禰帳」は「佳氏往来帳」と同様に、天正十七年検地の田分けの結果を示す文書である。

三、寛文三年六月十一日付「評定衆中置文」と往来田

「佳氏往来帳」、「保朝貴布禰帳」は、その奥書によれば、共に寛文三年（一六六三）六月十日、「古帳」に基づき社中で吟味を加えたうえで、評定し、当時、往来田を受給していた「丹波守兼定」、「主税助保臺」にそれぞれ書き渡された文書である。両史料共に沙汰人の「丹波守季芳」、「正親佑保味」、「主計助氏任」の花押が据えられている¹²⁵。

め、十六世紀後期には評定衆を代表する立場にあることが一般に認識されていた点を指摘する（須磨千頼「中世における賀茂別雷神社氏人の惣について（三）」『南山経済研究』七（二）、一九九二年）。

寛文三年（一六六三）六月十日当時、九番衆大炊頭佳氏往来田を受給していた「丹波守兼定」は、「新古系図」の「兼定」の項目によれば、寛文三年九月二十三日に六二歳で死去し、「丹波」を名乗った氏人であった。

三番衆安芸守保朝貴布禰田を受給していた「主税助保臺」は、「新古系図」の「保臺」の項目によれば、天和二年（一六八二）五月十一日に七五歳で死去し、「主税」を名乗った氏人であった。

検地から七十年以上を経た寛文三年時点においても、天正十七年検地時点の往来田、貴布禰田の所有者である「大炊頭佳氏」、「安芸守保朝」の名前を冠した往来田、貴布禰田が、氏人に引き継がれている点は興味深い。

また、両史料を検討するうえで重要なのが、同日に作成された「評定衆中置文」（『賀茂別雷神社文書』B一―五五九）である。

【関係史料一】「評定衆中置文」¹²⁴（返り点は筆者が付した）

（包紙ウラ書）
「寛文三年 六月十日往来田之帳令ニ新写ニ置文」

賀茂社

評定今度往来田以ニ本帳一令ニ新写一、為ニ別卷一各渡ニ預当領主一

¹²⁴ 引用は賀茂別雷神社史料編纂委員会編『賀茂別雷神社史料一 氏人置文』（賀

置文之条々

一、凡往来田者一社之公物、氏門之転領也、然為ニ当社人ニ者誰構ニ一身之私ニ哉、爰此比粗其紛出来者、支配之本帳唯在ニ社中一而、当替新給人面々不ニ所持一之所レ致也、故今度往来・貴布禰田・老者・河原島等之田所作職・年貢高配符、出合落地作職役米弁備等之儀、自ニ先規ニ支配来之趣、令レ写ニ社中之本帳一、為ニ別卷一以加ニ当役者之奥書一、各令レ渡ニ于当領主一之事

一、往来与別相伝粗有レ紛之儀者、其紛来差別自ニ社中一申ニ断其領主一、為ニ一社ニ後代、守ニ先規本帳一而可レ復ニ改根本之正儀一事

一、往来所務之趣、近来雖レ有ニ少違儀一、此一巻之日限以後、於ニ当替給人一者、出米以下、速守ニ此一巻之旨一、無ニ相違ニ可レ被レ支ニ配之一也、此日限以前之当給人者、縦少ニ異儀一、其一代者、如レ元可レ有三所務一、是亦待ニ当替之期一、欲レ随ニ此一巻之支配一之事

一、自今以後給人当替之時者、其家未レ触ニ死穢一以前、其年之沙汰人急有ニ参向一而、可レ被レ請ニ取此一巻一也、若於ニ破壊紛失一者、為ニ課料一巻別八木一斗宛、以ニ其年往来米一可レ有ニ社納一之事

一、当運新給人者、如ニ古法一、日数等之儀、委ニ告于所司大夫一、恒例之祝儀米急可レ被レ送レ之也、兼又社頭祝儀米如ニ先例一、亦ニ当運之時節一、弁米多少之式法無ニ異儀一、急度可レ被レ弁ニ備之一也、若有ニ難涉一者、可レ及ニ社中之披露一也、無ニ相違一於有ニ弁納一者、其旨

茂別雷神社、二〇一九年（三一一九号文書）によった。

可レ被レ告ニ于当役一者、其後以ニ件一卷一可レ被レ渡ニ新給人一之事

一、新給人其田地初領之年、守ニ此一卷之旨一、往来作職之田所并配符

田所等自身尋向而、其田地畔堺之広狭要、須レ有ニ檢察一之事

一、往来作職当ニ預于他百姓一之時者、必限ニ其年一、速可レ返之旨、取

ニ契約状一而可レ被レ当ニ預之一也、雖レ為ニ其家譜代之下人一、堅守ニ

此制法一、可レ令レ無ニ後日之煩一之事

右、校ニ旧法一評定所之衆議者、一社憲法之政道也、故以評定一同

之置文、為ニ社中後代之龜鏡一者、古今之社例也、抑今度社中衆議而

往来帳為ニ別卷一之本意者、自ニ先規一支配之趣、雖レ至ニ幾千歳之

後一、為レ令レ無ニ所務之謬一也、仍為ニ後鑑一評定一同所レ定之状、如

レ件、

沙汰人

寛文三 癸卯年六月十日 丹後守 從五位下 賀茂季芳(花押)

同

正親佑 從三位 下賀茂保昧

(花押)

雜掌代

同

右京権亮 從五位下 賀茂氏晨(花押) 主計助 從五位下 賀茂氏任(花押)

雜掌代

内蔵允 從五位下 賀茂保守(花押) 内膳正 從五位下 賀茂宗賢(花押)

木工権助 從五位下 賀茂季通(花押) 大膳亮 從五位下 賀茂英頭(花押)

民部権大輔 從五位下 賀茂保家(花押) 下野守 從五位上 賀茂氏寅(花押)

大監物 從五位下 賀茂氏金(花押) 木工助 從五位下 賀茂氏繩(花押)

縫殿允 從五位下 賀茂保福(花押) 玄蕃頭 從五位下 賀茂清章(花押)

主馬首 從五位下 賀茂季康(花押) 安藝守 從五位下 賀茂保最(花押)

左衛門 從五位下 賀茂保進(花押) 主殿頭 從五位下 賀茂兼教(花押)

遠江守 從五位上 賀茂保意(花押) 内匠允 正五位下 賀茂清善(花押)

この置文については、既に見玉幸多氏の言及がある(見玉 一九三七)。見玉氏は、この置文を引用しつつ、寛文三年以降、往来田を受け取る際に社中より土地券を受け取ることとなった点(第一条)、往来田を受け取るようになった者は日数を立てるほかに祝儀米を出す必要があり、その後、田券(土地券)が新給人に渡された点(第五条)などを指摘する。また、他の史料を引きつつ、寛文三年以降、「当領主に渡された巻物は竹筒に収められ、筒に何番衆何某往来田と記されている」点、この

土地券(巻物)は手継文書であり、往来田を返還する迄帶有し、紛失した際は過料米を社納する必要があった点、土地券は「往来帳・貴布禰帳・河原畑帳」などと呼ばれていた点を指摘する。

本稿で取り上げた「佳氏往来帳」、「保朝貴布禰帳」は、まさに見玉氏が言及する往来帳と貴布禰帳に該当すると考えられる¹⁵⁾。

この置文について、見玉氏は部分的な言及にとどまっているため、もう少し詳細に検討する。

置文の冒頭では、社中の評定にて、往来田の「本帳」を新写し、当時の領主に「別巻」を渡し預けたことを定めたものであることが示される。この「別巻」が各氏人に渡された往来帳・貴布禰帳・河原畑帳に該当する。

第一条では、一社の公物として、氏人らが代々転領してきた往来田について、往来田の「支配之本帳」が社中にしかないため、新たに往来田を受けた氏人らに混乱が生じていたとする。このため、往来田・貴布禰田・老者田・河原畑の作職や年貢高などの以前からの支配の状態について、「社中之本帳」を書写し「別巻」(往来帳)として、「当役者」(沙汰人)の奥書を加えて、現在の往来田の領主に渡すこととした旨が記される。

第二条では、往来田と別相伝(氏人らの私領)に混乱が生じた場合、

¹⁵⁾ 河原畑帳に該当するものとして、「肥前守保益河原畑評定書」(東京大学史料編纂所影写本「南部文書」請求記号 3071.615-6)がある。この文書は、寛文三年六月十日、伊豆守氏永に宛てられた「一番衆肥前守保益河原畑」に関する文書で、「九番衆大炊頭佳氏往来帳」、「三番衆安芸守保朝貴布禰帳」と同じ書式で

社中として、別相伝の領主に申し断り、先規や本帳を守ることが記されており、置文制定の背景には、往来田と私領の混同による混乱も生じていたことが想定される。

第三条では、この置文制定以降に往来田を新たに受給した者は、往来帳を遵守して支配に当たり、それ以前からの受給者は、少し異儀があったとしても、元のとおり所務を務め、往来田が替わる機会があれば、それ以後、往来帳を遵守するよう定めている。

第四条では、今後、往来田の受給者が死欠により交替となった場合は、死穢が発生する前に、その年の沙汰人は急いでその家に向かい、往来帳を請け取ること、往来田の受給者が往来帳を破壊、紛失した場合は、課料として、一卷につき米一斗をその年の往来田の年貢から社納することが定められている。本条から、往来帳はその受給者が死去すると、沙汰人が一度預かり、新たな受給者に渡されていたことが分かる。

第五条では、古法のとおり「日数等之儀」(一二〇日間、上賀茂外での外宿禁止)を守り、その後、恒例の祝儀米を所司大夫に送り、社頭の祝儀米も用意し、難渋することがあれば社中で披露すること、祝儀米が納められた後に、「一卷」(往来帳)を新給人に渡すことが定められて

ある。大宮郷に所在したと思われる「ホウカウ田」から、五斗が河原畑の年貢として出されていたことが分かる。「南部文書」は明治三十九年(一九〇六)に滋賀県東浅井郡速水村の南部晋氏の所蔵文書を影写したものであり、本来は賀茂社の氏人の家に伝来していた文書であったと考えられる。

いる。

第六条では、新給人が初めて往来田を受給した年は、自身で往来田の現地に赴き、田地の畔や境目、広さなどを確認すべきことが定められている。

第七条では、往来田の作職が、別の百姓に預けられた時は、その年限りとする旨の契約状を交わし、その家の譜代の下人であっても、これを守り、後日の煩いを無くすよう定められている。

以上をまとめると、往来田の「支配之本帳」が社中にしかなく、往来田の受給者の死欠による往来田の受給者の変更などにおいて混乱が生じていた。そのため、各受給者に往来帳を書き渡して、混乱を防ぐことがこの置文の主旨であった。紛失時の罰則規定も定められており¹⁶⁾、往来帳を往来田の権利を証する重要な文書と位置付ける評定衆の方針がうかがえる。

藤田恒春氏は、賀茂社に残された置文を分析し、以下のように評価する(藤田二〇一九 xlviii)。十五世紀中期から十七世紀中期まで氏人物中で連綿として作成され続けられた置文は、氏人らの総意を示す文書であった。寛文四年(一六六四)六月四日、江戸幕府の寺社奉行による社司と氏人間の対立への裁許、翌年七月の幕府による「諸社禰宜

神主法度」の公布は賀茂社にとって大きな転機となった。これにより、数世紀にわたり維持してきた惣中は終焉を迎え、置文もほとんど作成されなくなった。

藤田氏によれば、賀茂社および社司・氏人集団は、寛文年間に中世から近世への転換を終えたことになり、寛文三年六月十一日付「評定衆置文」はそれを象徴する文書であるといえる。

四、「往来田巻物之写」・「今者之記」と往来帳・貴布禰帳

前節で検討した置文において、往来田の「本帳」が社中に所在したことが分かるが、この「本帳」の所在は現在確認できない。「本帳」との関係が深いのが、「往来田巻物之写」と「往来貴布禰田川原畑老者田今者記」である。本節では両史料と「佳氏往来帳」・「保朝貴布禰帳」の関係を検討する。

まず、「往来田巻物之写」を検討する。「往来田巻物之写」(全五冊)、「貴布禰田巻物之写」(全一冊)、「河原畑巻物之写・老者田巻物之写」(全一冊)はいずれも賀茂別雷神社所蔵であり¹⁷⁾、各冊の表紙に「享保九年(甲辰)十一月」と記載があるが、奥書はない。

¹⁶⁾ これを踏まえて「三番衆安芸守保朝貴布禰帳」を観察すると、裏側上部の損壊箇所裏打ちの紙が貼られており、損壊が進まないよう修繕が行われたことがうかがえる。本稿末尾に付した「裏側の補修状況」の写真も参照のこと。

¹⁷⁾ 東京大学史料編纂所所蔵写真帳「賀茂別雷神社文書」(請求記号 6171.62-180-67~73)。

志賀節子氏は、「往来田巻物之写」について、氏人ごとに指出額と御結鎮銭入立分を合わせた額が提示され、その合計額に一致するように氏人物中からの渡し分が列記されており、検地後の「田分」の成果を反映した近世の実態が読み取れる点を指摘する(志賀二〇二一)。

「往来田巻物之写」の「佳氏往来帳」に該当する箇所を確認すると、冒頭の「九番衆」以下の年貢収取高、字名、田地の面積など、記載内容は原則として一致するが、いくつか差異も見られる。

まず、「往来田巻物之写」は「御結鎮募分」の「式百四十文 中村郷」の次に「外二」とだけ記され、以降は記載がない。これに対し、「佳氏往来帳」では「外二」に続けて「八十文 作所」、「落地往来持」の記載が続く。つまり、「往来田巻物之写」は「八十文 作所」以下の記載が省略されていることになる¹⁸⁾。

また、「往来田巻物之写」の「御結鎮募分」の「八十文 大宮郷」には「筒二小山郷卜有之」と注記があるのに対し、「佳氏往来帳」の当該箇所には「大宮郷」と書かれた上に、「小山郷」と書かれた紙が貼られている点が注目される。つまり、当初は大宮郷の御結鎮銭として八〇文を納

めることになっていたが、どこかの時点で小山郷の御結鎮銭に変更され、「佳氏往来帳」の記載も書き換えられたことになる。また、「往来田巻物之写」の注記の「筒」は筒状の卷子である「佳氏往来帳」を指し、往来帳をもって校合したことを示すと考えられる。

なお、「貴布禰田巻物之写」と「保朝貴布禰帳」の記載を比較したところ、特筆すべき差異を見出すことはできなかった。

次に、東京大学史料編纂所所蔵「往来貴布禰田川原畑老者田今者記」である¹⁹⁾。その解題によれば、墨跡その他により明和末年(一七七二)頃の書写と推定され、文政七年(一八二四)七月四日付の内容まで書き継ぎが見られる点が指摘されている。

「天正十年検地写」を基本とした旨が記され、各頁に一つ書きで二件分ずつ往来田の石高、賀茂氏人(おそらくは天正期)の名前を記するという体裁で、往来田一四〇人(一番衆より十番衆まで各一四名ずつ)・貴布禰田五七人・川原畑二三人・老者田一〇人の順に、細字で以下代々の当該田地の受給者名が書き加えられている。さらに、上段の余白及び行間には一筆毎の細目や「落地」・「御結鎮募」等が書き込まれ

¹⁸⁾ 「往来田巻物之写」の他の氏人の往来田の記載には、往来落地持の箇所まで書写されている事例が散見されることから、九番衆大炊頭佳氏の往来落地持などの記載については、書写者が書き漏らした可能性がある。とはいえ、「往来田巻物之写」作成時点においては、天正十七年の検地で没収された落地の記載の有無は、往来田の支配にほとんど影響がなかったと考えられる。

¹⁹⁾ 東京大学史料編纂所所蔵。請求記号〇二二二。同史料の写真、解題は編纂所ホームページで閲覧可能。最終閲覧日:二〇二六年二月九日。

([https://www.uap.hi.u-](https://www.uap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/w01/detail/000/0112/2)

[tokyo.ac.jp/ships/w01/detail/000/0112/2](https://www.uap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/w01/detail/000/0112/2))

志賀節子氏は、「往来貴布禰田川原畑老者田今者記」の書名を往来田・貴布禰田・河原畑・老者田の「現所有者記録」の意味であるとし、賀茂社特有の土地所有制度に基づく代々の当該田受給者に関する記録が、天正年間から文政七年(一八二四)まで書き継がれていると述べる。また、一番から十番までの正税衆を分析する中で、「往来貴布禰田川原畑老者田今者記」に記載された記載された氏人一四〇名を番衆ごとに一覧表にまとめている(志賀二〇二一)。

ている。

また、「筒校合」による石高等の訂正が見られ、その記載内容により、「筒」は寛文三年作成の手継の卷子である可能性が高い点が指摘されている²⁰。

以上を踏まえ、「往来貴布禰田川原畑老者田今者記」の「大炊頭佳氏」の項目を見ると、「一拾石八斗六升」、「今拾石七斗八升」と年貢取高の記載があり、その間に朱書きで「拾石六斗八升筒合」とある。

本史料は「天正十年検地写」を基本とした旨が記されていることから、「一拾石八斗六升」は天正十年（一五八二）の検地時の年貢取高と考えられるが、現在のところ、天正十年の検地については、その実施を示す史料を他に見出せない。

朱書きの「拾石六斗八升筒合」については、「佳氏往来帳」の記載と一致することから、寛文三年の年貢取高に当たる。また、「筒合」は「佳氏往来帳」との照合を示す可能性が高い。

残る「今拾石七斗八升」については、「往来貴布禰田川原畑老者田今者記」の作成時、或いは書写時の年貢取高と思われるが、その時期については明らかにし得ない²¹。

²⁰ 編纂所ホームページの「往来貴布禰田川原畑老者田今者記」の解題による。最終閲覧日：二〇二六年二月九日。（<https://www.wap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/w01/detail/000/0112/2>）

²¹ 後述の「今者之記」（「岩佐家文書」）は、「寛永十一年今ハノ帳」が参考とされて

「往来貴布禰田川原畑老者田今者記」の別系統の写本と考えられるのが、世家文書である「岩佐家文書」に含まれる「今者之記」である²²。

「往来貴布禰田川原畑老者田今者記」と同様の体裁をとるが、例えば、「往来貴布禰田川原畑老者田今者記」は、往来田の地品種、面積、落地まで記載され、「筒合」が行われているのに対し、「今者之記」はこれらの記載が無く、やや簡略であるなどの相違もある。

「今者之記」の最も注目すべき点は、「往来貴布禰田川原畑老者田今者記」にはない奥書である。

【関係史料二】「今者之記」奥書（「岩佐家文書」（G—1—14）、返り点は筆者が付した）

右一卷者、正五位下三河守季脩所持之本、令借用一書写畢、朱書之分者、後日清茂先生之藏書寛永十一年今ハノ帳、清善自筆之御本、致恩借一書一加之一、

寛保二壬戌年臘月廿三日 賀茂産幸

いるため、「今拾石七斗八升」は寛永十一年の年貢取高を示す可能性がある。
²² 「岩佐家文書」（G—1—14）。同史料については、京都市歴史資料館配架の写真帳を閲覧した。なお、閲覧に際しては、京都市歴史資料館の井上幸治氏の御助言を得た。記して謝し申し上げる。

右一冊者、從五位下産幸所持之本也、然産幸以二季脩之本一書写、其上朱書之分者、以二清茂潮翁之藏書一、吟味之上、被二書附置一之処、予懇望之上、令二借用一書写訖、容易不レ可レ許二一覽一、阿奈賢古、

于時延享元^甲年六月日

從五位上賀茂弘省(花押)

奥書によれば、「今者之記」は、寛保二年(一七四二)十二月二十三日、「賀茂産幸」が「三河守季脩」所持の本を借用して書写し、岡本清茂所蔵の清善自筆の「寛永十一年今ハノ帳」により、朱書を加えたものを、延享元年(一七四四)六月、「賀茂(岩佐)弘省」が、借用して書写したものであることが分かる。

とりわけ注目されるのが、賀茂清善が作成した「寛永十一年今ハノ帳」が存在し、賀茂清茂(清善の孫)の蔵書となっていた点である。この史料は現在所在が確認できないが、名称からして「今者之記」と同様に、寛永十一年(一六三四)時点での往来田の受給者、年貢収取高などを記載したものであったと推定される²³。「往来貴布禰田川原畑老耆田今者記」と「今者之記」は共に、内表紙に「天正十年検地写へ并寛永十一年ノ近代役義モ引合テ」と記載があり、両史料共に「寛永十一年今ハ

ノ帳」が参考とされていることを示唆する。

「往来貴布禰田川原畑老耆田今者記」と「今者之記」は、年貢収取高の記載が微妙に異なる箇所も散見され、「往来田巻物之写」も含めたその詳細な比較検討は今後の課題である。

最後に「安芸守保朝貴布禰田」と、「大炊頭佳氏往来田」の受給者の変遷を「往来貴布禰田川原畑老耆田今者記」及び「今者之記」によって跡付ける。

「安芸守保朝貴布禰田」の受給者の変遷を示すと(括弧内は受給開始年月日)、安芸守保朝↓主税助保臺↓信濃守↓内匠助(天和二年八月二十九日)↓左衛門権佐兼貴(天和四年)↓右近将監兼棟(元禄九年)↓雅楽助保寛(宝永五年)↓豊前守随季(享保四年)↓兵庫頭敦季(享保十六年正月)↓伯耆守保察(寛保元年二月、「今者之記」の記載はここまで)↓美濃介武清(明和五年六月二十六日)↓主膳正米久(天明八年五月二十七日)↓美作守武顕(寛政六年六月九日)↓播磨介充季(文化五年六月十一日)↓筑前介氏延(文政元年十二月三十日)となり、十五人の氏人が確認できる。「新古系図」の「氏延」の項目によれば、氏延は天保三年(一八三二)閏十一月二十五日に六四歳で死去しており、この後、明治維新までに他に何人かの氏人がこの貴布禰田を受けたと思われるが、明らかにしえない。

次に「大炊頭佳氏往来田」の受給者の変遷を示すと(括弧内は受給

²³ 「寛永十一年今ハノ帳」の記載から、「今者之記」は「いまはのき」と読むと思わ

れる。

開始年月日)、大炊頭佳氏↓民部丞↓丹後守兼定(寛永十三年十月三日)↓石見介季當(寛文三年九月二十四日)↓肥前守保臺(延宝五年)↓図書頭兼近↓玄蕃頭氏致↓三河守保品(享保二十一年正月)↓治部大輔保崇(元文六年正月七日、「今者之記」の記載はここまで)↓嵐大夫氏普(宝曆十三年八月五日)↓播磨権介丕頭(寛政十年七月十一日)となり、十一人の氏人が確認できる。「新古系図」の「丕頭」の項目によれば、丕頭は天保十五年(一八四四)十一月二十九日に死去しており、明治維新までに少なくとも、もう一人の氏人がこの往来田を受けただけである。

そこで注目されるのが、「佳氏往来帳」の表紙題箋に見える「堀北重固」である。「新古系図」の「重固」の項目によれば、明治二十四年(一八九一)六月二十九日に六五歳で死去しており、逆算すると文政十年(一八二七)生まれ、また、苗字は「堀北」であった。弘化元年(一八四四)十二月二十二日には、正五位上となっており、これに前後して往来田を受け、明治維新に至ったと考えられる。

明治維新により往来田制度が廃止されると、往来帳もその役割を終えたと考えられる。本来、往来帳は代々、氏人に継がれていく文書であるため、自らの名前を書いた題箋を貼り付けることは想定しにくい。最後の往来田の受給者であった堀北重固が、往来帳がその役割を終えた後に、自らの名前を書いた題箋を貼り付けたと考えられる。

また、先述した延宝五年(一六七七)に「安芸守保朝貴布禰田」を受

けた「主税助保臺」と、「大炊頭佳氏往来田」を受けた「肥前守保臺」は同一人物である。「新古系図」の「保臺」の項目によれば、保臺は天和二年(一六八二)五月十一日に七五歳で死去している。保臺が往来田を受けたのが延宝五年であり、寛文三年六月十日時点で既に貴布禰田を受けていたことからすれば、延宝五年から天和二年の約五年間、保臺は本稿で紹介した「佳氏往来帳」と「保朝貴布禰帳」を共に所持していたことが想定される。

以上、本稿では「佳氏往来帳」と「保朝貴布禰帳」を紹介し、検討した。両史料は天正十七年の検地後の田分け、寛文三年六月十日付けの置文を踏まえて作成された。以降、代々、氏人に継承され、往来田・貴布禰田と共に賀茂社と氏人の間を往来してきた文書であり、近世の往来田制度の歴史を示す史料である。また、現在のところ、他の往来帳・貴布禰帳の実物は知られておらず、その形態を知る上でも貴重である。

翻刻

【史料一】「九番衆大炊頭佳氏往来帳」

【史料二】「三番衆安芸守保朝貴布禰帳」

【凡例】

・文字はおおむね現時通用の字体に改め、改行は原本の行取りに従った。

・本文には句読点および並列点を適宜加えた。

・虫損などにより判読できない場合は、概ね字数を推定し□で示した。

・本文中で校訂により改められるべき文字や加えられるべき文字は○、地名など参考のためのものは○に入れ、傍に記した。

・紙継ぎ目は、各紙の終わりに当たる箇所を付し、(第一紙、紙継目裏に黒印)のように示した。

・朱筆による合点は「ゝ」で示した。

【史料一】「九番衆大炊頭佳氏往来帳」

(表紙打付外題墨書)「九番衆 □炊頭 □□□□□□□□」

(題箋)「堀北重固」

九番衆

大炊頭佳氏往来田 今丹波守兼定

拾石六斗八升

指出分

八升

御結鎮入立

合拾石七斗六升

右渡方

柳(大宮郷) 太上田一反 壹畝貳拾歩 〱 壹石九斗八升四合 往来下地持

大ツカ(中村郷) 五上田一反 三歩 〱 壹石七斗壹升七合 往来下地持

ハナカラケ(小山郷) 一中田一反 〱 壹石六斗 往来下地持

かち田(岡本郷) 六下田一反 貳畝 〱 壹石八斗 往来下地持

内 〱 壹斗 木工允社領
〱 壹石七斗 主往来二渡之

ミクス(中村郷) 五上田九畝 五歩 〱 壹石五斗五升^{八合} 往来下地持^{四夕}
(第一紙、紙継目裏に黒印)

カクテン(小山郷) 二上田貳段 五畝 〱 四石貳斗五升 池尻介五郎

三斗壹升壹合 貳夕 権亮往来二渡之

内 七斗 〱 右衛門佐往来二渡之

七斗 〱 大学助往来二渡之

貳斗七升 九夕 〱 越後守往来二渡之

壹斗六升 七合 九夕 〱 民部大輔往来二渡之

七斗 同人往来二渡之

七斗 土佐守往来二渡之

〱七斗 大炊頭(佳氏)往来二渡之

一上田(柳ノ本(河上郷))一反式拾歩 式石壹斗三升三合 柳原与五郎

九斗七升三合 大蔵大輔往来二渡之

内 九合九夕 未進

〱壹石壹斗七升四合六夕 大炊頭(佳氏)往来二渡之

五上田(大ノ東マタ(小山郷))一反壹畝拾歩 壹石九斗式升六合七夕池尻町左衛門九郎

内 〱三斗式升六合 同 人往来二渡之

合 拾石七斗六升

内四升 御結鎮入立 大炊頭(佳氏)貴布禰田八斗

御結鎮募分

(第二紙、紙継目裏に黒印)

八十文 河上郷

八十文 小山郷(「大宮郷」と書かれた上に「小山郷」の貼紙)

式百四十文 中村郷

外二

八十文 作所

河上郷老本木 壹所六斗八升 落地往来持

宮内少輔領

同郷 壹所三斗六升 落地往来持

(観) 勸世領

右往来田之帳者、以古帳之趣、加社中吟味、各一卷宛書渡之畢、自今以後弥年中之社役諸出来、如指出之高、可被相勤者也、仍評定之衆評如件、

沙汰人

寛文三年六月十日 丹後守 季芳(花押)

同

正親佑 保味(花押)

同

(第三紙、紙継目裏に黒印)

主計助 氏任(花押)

(第四紙)

【史料二】「三番衆安芸守保朝貴布禰帳」

(表紙打付外題墨書)「三番衆 安芸守□□^(保朝) 貴布禰田」

三番衆

安芸守保朝貴布禰田 今主税助保臺

壺石 さし出分

四升 御結鎮入立

合壺石四升

右渡方

三上田九日田(小山郷)一反式十歩 式石壺斗三升三合与九郎西村

内 壺石壺斗三升三合三夕 ^(保朝)安芸守 往来田

〱壺石 同人貴布禰田へ渡之

〱四升 同人往来田之内ヨリ出也

御結鎮募分

八十文 大宮郷

右貴布禰田之帳者、以古帳之趣、加社

中吟味、各一卷宛書渡之畢、自今以後弥年中之社役諸出来、如指出之

高、可被相勤者也、仍評定之衆

評如件、

(第一紙、紙継目裏に黒印)

沙汰人

寛文三癸卯年六月十日 丹後守 季芳(花押)

同

正親佑保 味(花押)

同

主計助 氏任(花押) (第二紙)

写真

【史料一】「九番衆大炊頭佳氏往来帳」

表紙打付外題墨書「九番衆 □(大)炊頭□□□□(佳氏往来田力)」



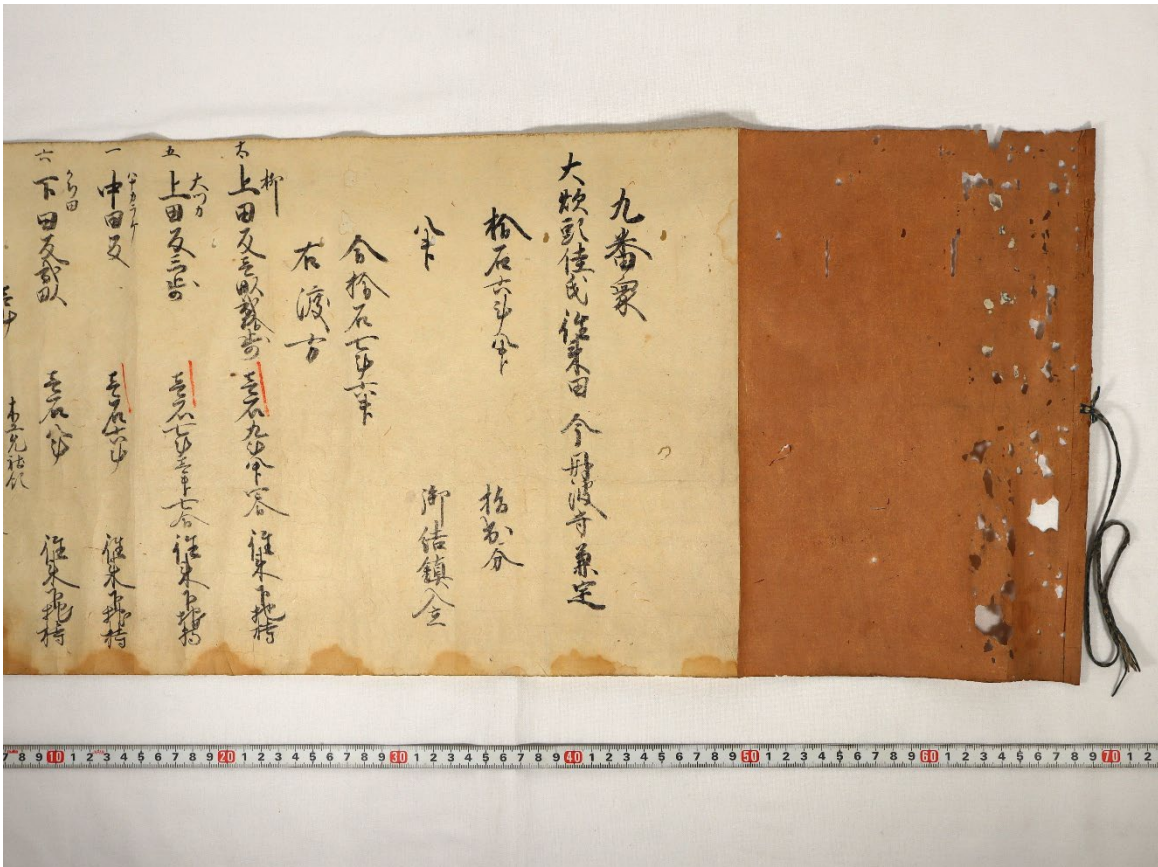
表紙題箋「堀北重固」



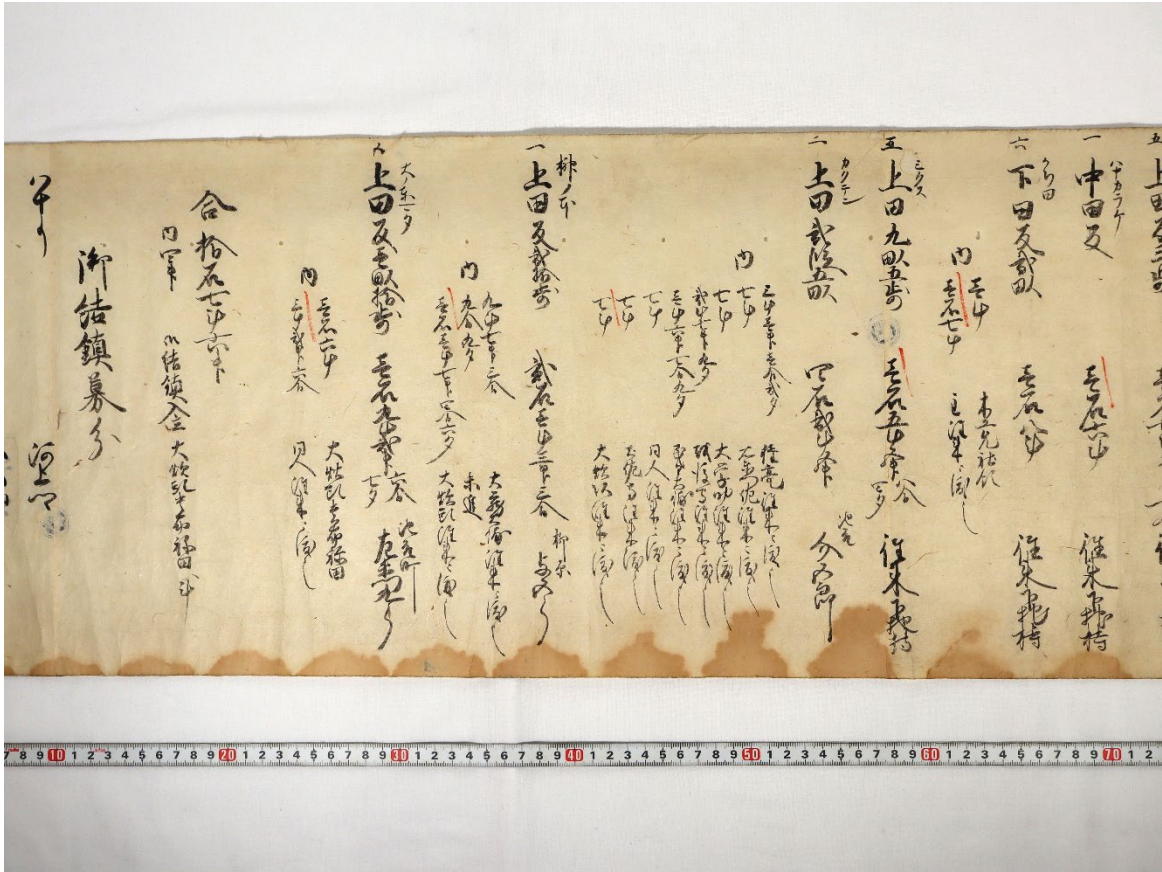
紙継目裏黒印



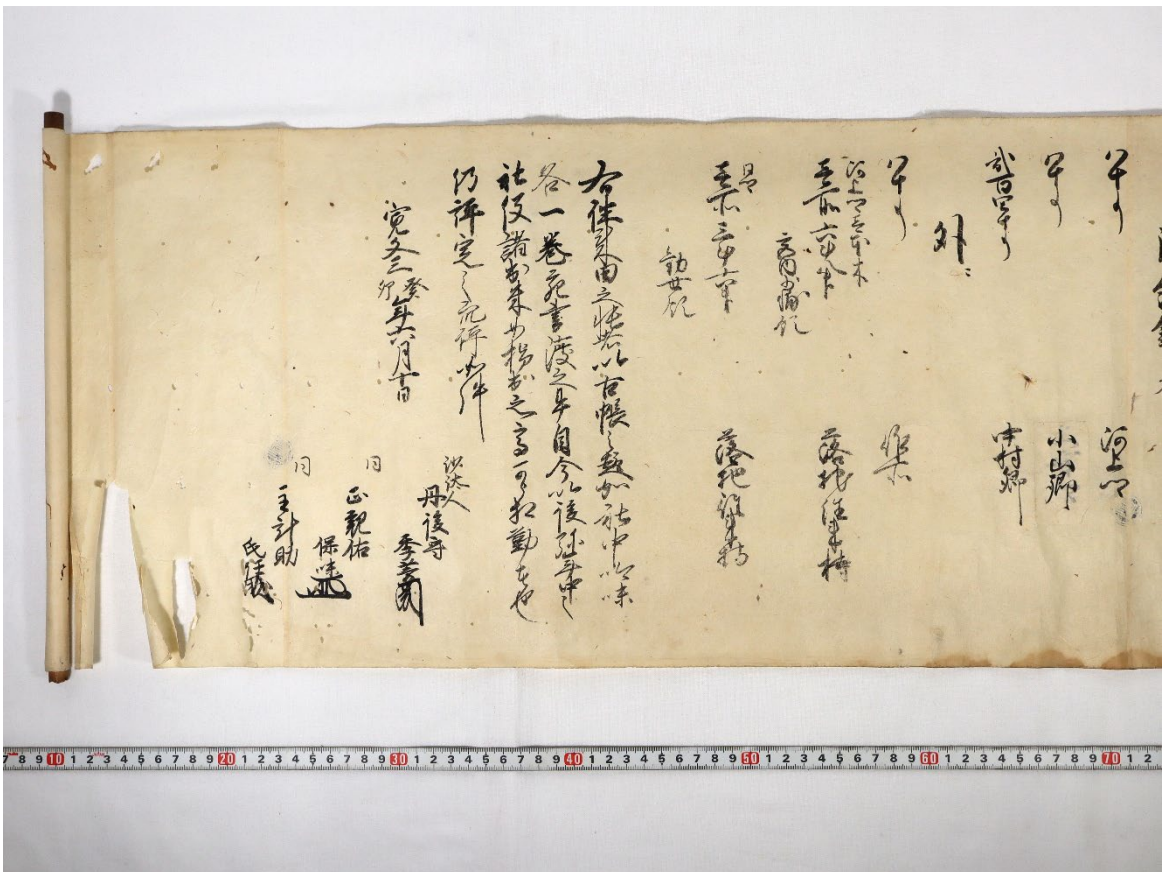
表紙・第一紙



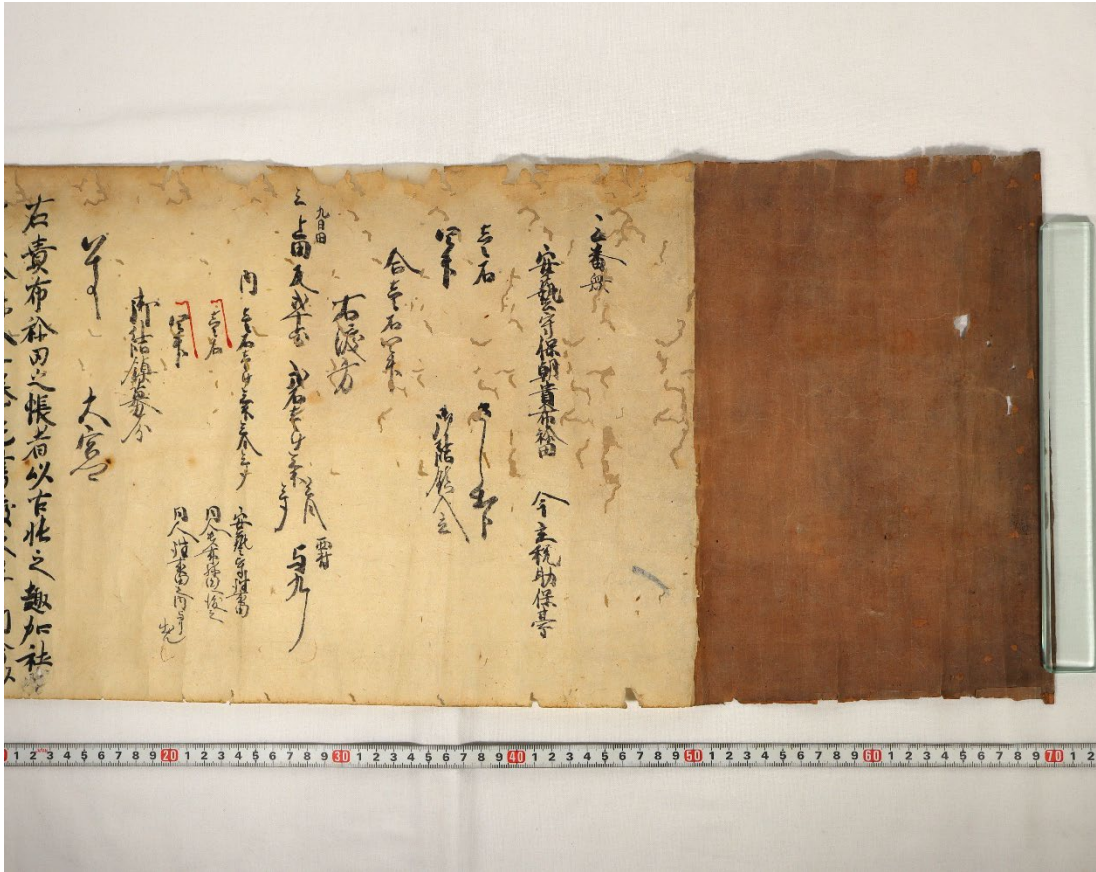
第一紙・第二紙



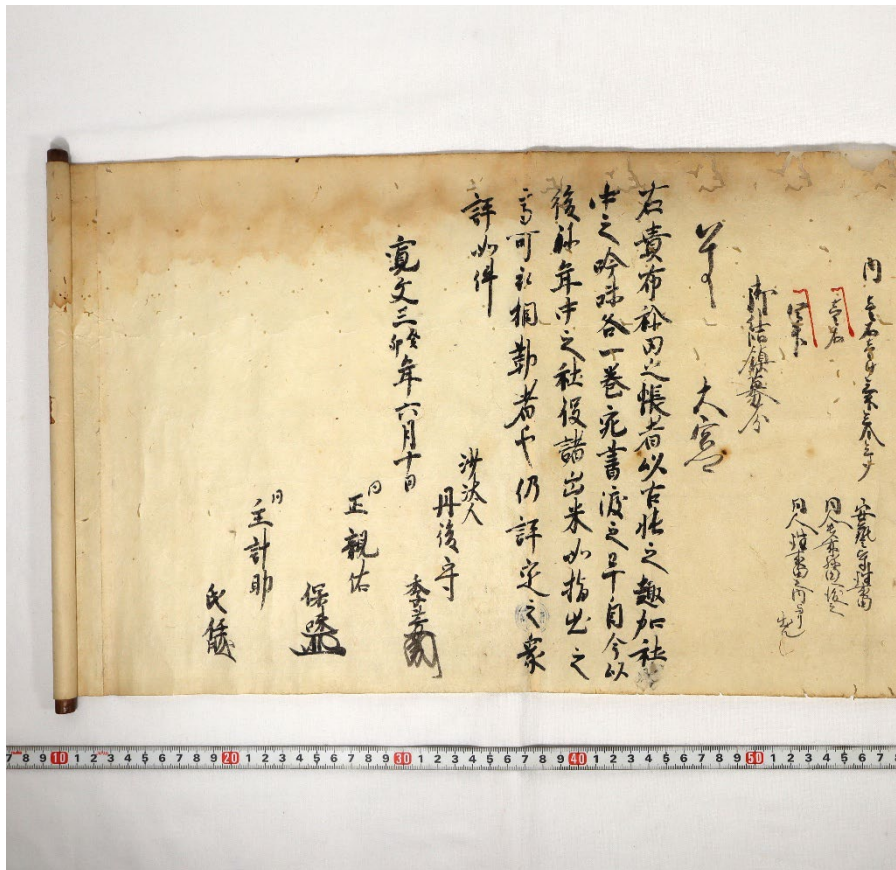
第三紙・第四紙・軸付紙



【史料二】「三番衆安芸守保朝貴布禰帳」
表紙・第一紙

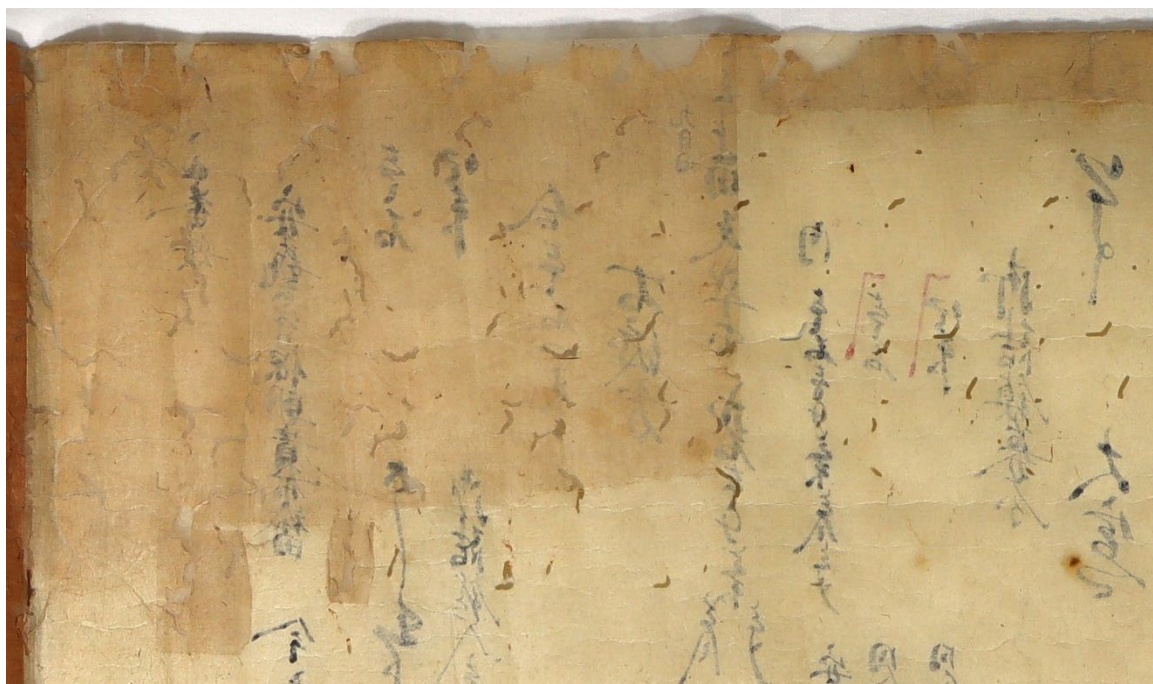
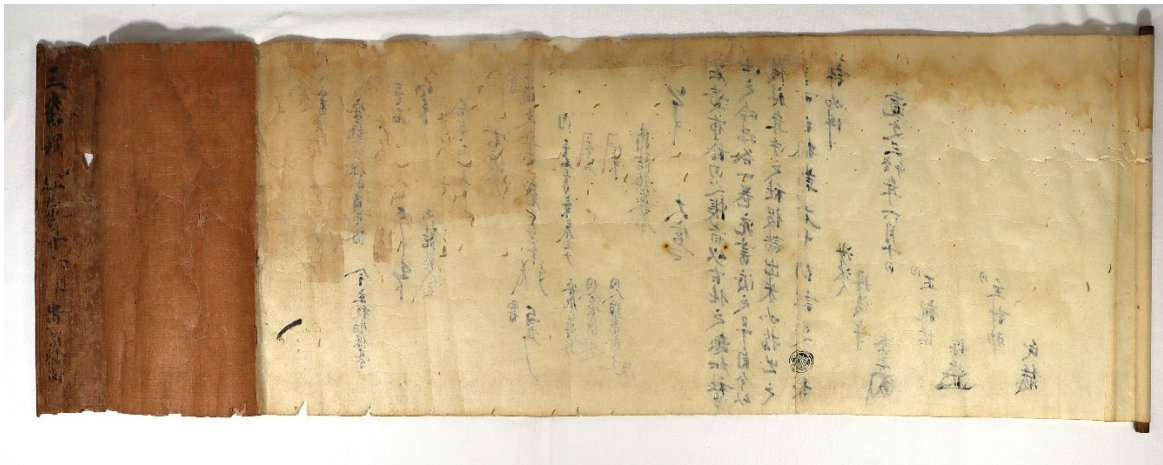


第一紙・第二紙



表紙打付外題墨書「三番衆 安芸守□□(保朝) 貴布禰田」





裏側の補修状況(上::全体、下::拡大、茶色に変色した箇所が補修箇所)

【表】「九番衆大炊頭佳氏往来帳」における往来田の内訳

記載順	地字名	須磨復元図NO.	地種品	面積	検地により算出された佳氏往来田の分米高(石斗升合夕)	作人等	田分け後の佳氏の分米高(石斗升合夕)	田分後の他の氏人らへの配分合計(石斗升合夕)	備考
1	柳(大宮郷)	-	上田	1反1畝20歩	19840	-	19840	-	
2	大ツカ(中村郷)	1112	上田	1反 3歩	17170	-	17170	-	
3	ハナカラケ(小山郷)	172	中田	1反	16000	-	16000	-	
4	かち田(岡本郷)	1512	下田	1反2畝	18000	-	17000	01000	
5	ミクス(中村郷)	1149	上田	9畝5歩	15584	-	15584	-	
6	カクテン(小山郷)	292	上田	2反5畝	42500	池尻介五郎	07000	35500	
7	柳ノ本(河上郷)	-	上田	1反 20歩	21330	柳原与五郎	11746	09829	9合9夕は未進
8	大ノ東マタ(小山郷)	1416	上田	1反1畝10歩	19267	池尻町左衛門九郎	03260	16000	佳氏貴布禰田
合計					16石9斗6升9合1夕		10石7斗6升	6石2斗3升2合9夕	

※本表は「九番衆大炊頭佳氏往来帳」の内容を示したものである。

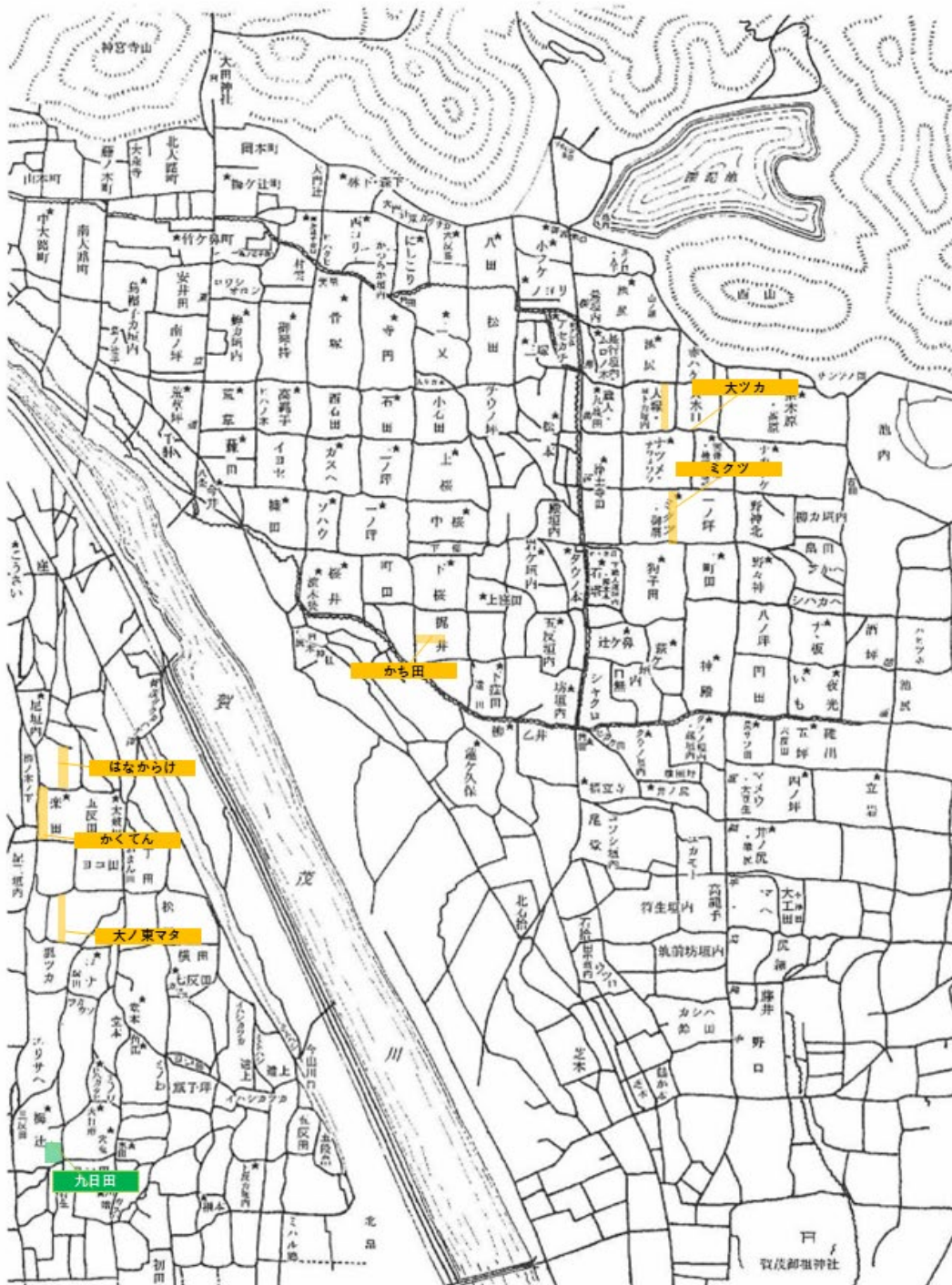
※「須磨復元NO.」は、須磨千穎氏が「天正十七年山城愛宕郡賀茂検地帳復元図」の作成に当たって、天正十七年の検地帳に付した通し番号と一致する田地について、その通し番号を示した(須磨 二〇一五・二〇一六・二〇一九・二〇二二)。

【図】大炊頭佳氏往来田と安芸守保朝貴布禰田の位置

(須磨千穎「上賀茂神社と太閤検地」(『神道史研究第55第2号』2007年 p.25) 所載の図(資料⑭「中世上賀茂の地名」)を転載し、一部加筆し、位置が判明するもののみ示した)

大炊頭佳氏往来田(6筆)は **大ツカ** のように黒字で示し、
安芸守保朝貴布禰田(1筆)は **九日田** のように白字で示した。

○ ★印を付した地名は天正
17年検地帳に出現するもの。



《参考文献》

- 金子拓「賀茂別雷神社職中算用状の基礎的考察」(『織田信長権力論』吉川弘文館、二〇一五年(初出二〇一三年))
- 児玉幸多「賀茂別雷神社の往来田制度」(『近世農村社会の研究』吉川弘文館、一九五三年、初出一九三七年)
- 志賀節子「賀茂別雷神社の賀茂六郷に関する収取制度と支配構造をめぐって」(二〇〇九)「二〇一〇年度科学研究費補助金基盤(B)(一般)研究成果報告書」中近世移行期における賀茂別雷神社文書および京都地域の政治的・構造的的分析研究』、二〇一三年)
- 「賀茂別雷神社境内六郷における収取制度と本役正税」(東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二〇—二〇二二)「続 賀茂別雷神社の所領と氏人」(東京大学史料編纂所、二〇二二年)
- 「戦国期賀茂別雷神社の段銭収取制度と境内五郷」(東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二四—二〇二五)「続々 賀茂別雷神社の所領と氏人」(東京大学史料編纂所、二〇二五年)
- 清水三男「山城国上賀茂社境内六郷」(『清水三男著作集第二巻 日本中世の村落』校倉書房、一九七四年(初出一九四二年))
- 須磨千穎「山城上賀茂の天正検地」(『論集中世の姿』吉川弘文館、一九七七年)
- 「中世における賀茂別雷神社氏人の惣について(一)」「(二)」「(三)」(『南山経済研究』六(二)「一」(二〇一三)、一九九一「一」(一九九八年))
- 「賀茂境内六郷」(『網野善彦ほか編』講座日本荘園史7 近畿地方の荘園』吉川弘文館、一九九五年)
- 「賀茂別雷神社境内諸郷の復元的研究」(法政大学出版局、二〇〇一年)
- 「上賀茂神社と太閤検地」(『神道史研究』五五—二、二〇〇七年)
- 「賀茂別雷神社の貴布禰田・老者田・河原畑について」(『賀茂文化』六号、二〇〇九年)
- 「賀茂別雷神社境内における太閤検地帳の基礎的研究(一)」(『南山経済研究』二九(三)、二〇一五年)
- 「賀茂別雷神社境内における太閤検地帳の基礎的研究(二)」(『南山経済研究』三〇(三)、二〇一六年)
- 「賀茂別雷神社境内における太閤検地帳の基礎的研究(三)」(『南山経済研究』三四(一)、二〇一九年)
- 「賀茂別雷神社境内における太閤検地帳の基礎的研究(四)」(『南山経済研究』三六(三)、二〇二二年)
- 藤田恒春「社司と氏人の世界—課題に代えて—」(賀茂別雷神社史料編纂委員会編『賀茂別雷神社史料—氏人置文』賀茂別雷神社、二〇一九年)
- 山本宗尚・月本一武「賀茂禰宜神主系図」データベースの構築と活用の可能性」(『人文科学とコンピュータシンポジウム二〇一五 論文集』、二〇一五年)
- 若山憲昭「四天王寺大学恩頼堂文庫所蔵賀茂別雷神社関係史料の紹介—「天正十七年十一月吉日上賀茂内岡本宮内少輔御検地帳」・「上賀茂松下文書」・「歴代神主伝」—」(『Antitled』四号、二〇二五年)
- 【付記】本稿は二〇二五・二〇二六年度東京大学史料編纂所特定共同研究「賀茂別雷神社の総合的研究—賀茂別雷神社文書・社家文書による—」、公益財団法人高梨学術奨励基金の若手研究助成による研究成果の一部である。
- 若山 憲昭(わかやまのりあき)
- 立命館大学大学院文学研究科博士課程前期課程修了。修士(文学)。現在は亀山市歴史博物館学芸員。東京大学史料編纂所共同研究員(特定共同研究)。専門は中世宗敎史。賀茂別雷神社の社司組織や文書の伝来等の解明に取り組んでいる。